


原発避難者訴訟が結審 仙台高裁判決は来年3月12日

2019/11/13 10:42  福島民報社

東京電力福島第一原発事故に伴い、楡葉町や双葉町の避難区域から避難した住民が東電に計約十八億八千万円の損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審は十二日、仙台高裁（小林久起裁判長）で結審した。判決期日は来年三月十二日午後二時からで、原告側弁護団によると、全国で約三十件ある同種訴訟のうち、控訴審の判決は全国初となる見込み。

結審前の弁論で、原告団長の早川篤雄さん（80）＝楡葉町＝が「古里を奪われた悲しみや怒りは計り知れない。二度とこのような被害が生まれぬよう、裁判所には厳正な判決を求める」と訴えた。

主な争点は、古里での生活を奪われたことによる「ふるさと喪失」慰謝料を避難慰謝料とは別の損害として上乘せを認めるかと、東電が津波を予見して事故を回避できたか。

原告は事故当時、主に福島第一原発から半径二十キロ圏内に住んでいた八市町村の約二百人で、いずれもいわき市や県外への避難を余儀なくされた。

昨年三月の一審地裁いわき支部判決は、原告側が主張する「ふるさと喪失」の損害を認める一方で、損害評価は避難慰謝料とまとめて算定。原告二百十三人に計約六億一千二百四十万円を支払うよう命じた。原告、被告双方が判決を不服として控訴した。